

施策番号Ⅳ－2－1

地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること

平成25年7月4日

厚生労働省職業安定局

受給資格者創業支援助成金について

概要

- 雇用保険の受給資格者自らが創業した場合、創業に要した費用の一部を助成し、失業者の方々の自立を支援する
- 主な支給要件は以下の3つ
 - ・当該受給資格に係る算定基礎期間(被保険者として雇用されていた期間)が5年以上あること
 - ・法人等を設立する前に都道府県労働局に「法人等設立事前届」を提出すること
 - ・創業後1年以内に労働者を雇い入れて雇用保険の適用事業の事業主となること
- 平成24年度の予算額は、約27億円
- 平成24年度限りで事業廃止

助成内容等

- 創業及び創業後3カ月間の運営に要した費用の1/3(上限150万円)
- 労働者を2名以上雇い入れた場合には上記に50万円の上乗せ

対象費用の例

- オフィス・店舗の改修工事費・賃借料
- 厨房機器等の設備・機器、事務所の備品類、車両等の動産の購入費用
- 機器のリース料
- 経営コンサルタントへの相談費用

中小企業基盤人材確保助成金の概要

概要

中小企業の活力を生かした雇用機会の創出を図るため、新成長戦略において重点強化の対象となっている健康・環境分野等に該当する事業への新分野進出(創業・異業種進出)に伴い、経営基盤の強化に資する人材(基盤人材)を雇用保険の一般被保険者として新たに雇い入れた中小企業の事業主を助成する。

支給対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主に対して支給。

- (1) 新成長戦略において重点強化の対象となっている健康・環境分野等に該当する事業への新分野進出を行う中小企業の事業主であって、雇用管理の改善に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受け、計画提出後1年以内に基盤人材の雇入れを行う事業主。
- (2) 新分野進出に必要な施設又は設備等に要する費用について、250万円以上負担する事業主。

助成内容

基盤人材1人当たり 140万円 (5人まで)

中小企業人材確保推進事業助成金の概要

1 概要

新成長戦略において重点強化の対象となっている健康・環境分野等に該当する事業を営む者を構成員とする事業協同組合等の中小企業団体が、その構成中小企業者の人材確保及び労働者の職場定着を支援するために雇用管理の改善に関する調査研究から成果の普及・定着といったフォローアップまでの一貫した事業（雇用管理改善事業）を行う場合に、当該事業に要した費用の一部を助成する。

2 支給対象団体

- ① 雇用管理の改善に係る計画について都道府県知事の認定を受けた健康・環境分野等に該当する事業を営む者を構成員とする事業協同組合等の中小企業団体であること。
- ② 構成中小企業者のための雇用管理改善事業を行った事業協同組合等であること。

3 支給対象となる雇用管理改善事業

- ① 雇用管理上の問題点の分析と改善事業の計画策定
- ② ①の計画に基づくモデル事業の実施
- ③ モデル事業の成果に係る構成中小企業者への周知、啓発 等

4 支給額

雇用管理改善事業に要した費用の2/3（最大3年間）

※1事業年度の支給限度額

構成中小企業者数	支給限度額
100未満	600万円
100以上500未満	800万円
500以上	1,000万円

5 根拠法令

- ・雇用保険法第62条第1項第5号
- ・雇用保険法施行規則第118条第6項
- ・中小企業労働力確保法第7条第1項

雇用調整助成金について

概要

- 景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する制度。

支給手続き

- 最近3か月の生産指標が前年同期と比較して10%以上減少していること等の支給要件を確認。
- 休業等を実施する前に、実施計画(月単位)を都道府県労働局に提出し、その後、実際に休業等を実施した後に支給申請を行う。

助成内容等

- 休業手当、教育訓練の際の賃金又は出向元の負担額の一部を助成。
 - ・ 大企業:1/2 中小企業:2/3
 - ただし、雇用保険基本手当日額の最高額(7,870円)を日額上限とする。
- 教育訓練を実施した場合は、以上のほか、教育訓練費を支給。
 - ・ 1人1日当たり 大企業:2,000円 中小企業:3,000円
 - (事業所内訓練については、大企業:1,000円 中小企業:1,500円)

実績

- ピーク時は、実施計画ベースの事業所数は約84,000事業所(平成21年10月)、休業等の対象者数は約253万人(平成21年4月)。
- 本年4月現在の実施計画ベースの事業所数は約25,000事業所、休業等の対象者数は約54万人。

労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)

趣旨

- 定年、解雇等により離職が予定されている高年齢者等や、事業規模の縮小に伴い離職を余儀なくされる労働者のうち、再就職を希望する方について、再就職を支援する事業主に対し、助成金を支給することにより、円滑な労働移動支援の促進を図る。

助成内容

- 対象労働者の再就職に係る支援を職業紹介事業者に委託し、再就職が実現した場合に、その一部を助成する。
- 支給額
民間職業紹介事業者への委託費用の1/2(対象労働者が45歳以上の場合は2/3)

対象事業主

- 再就職の支援についての計画(求職活動支援基本計画書又は再就職援助計画)を労働局に提出した中小企業事業主
- 離職から2か月以内(45歳以上の場合は5か月以内)に再就職を実現した中小企業事業主

(財) 産業雇用安定センターについて

1 設立目的等

- 労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するため、出向・移籍による失業なき労働移動に関する情報提供・相談等を行う。
- 昭和62年3月、13の産業団体(※)が5,250万円の基本財産を拠出して設立。

※ (社)日本造船工業会、(社)日本鉄鋼連盟、電気事業連合会、全国銀行協会、(社)日本自動車工業会、(社)日本電機工業会、(社)セメント協会、日本化学繊維協会、日本製紙連合会、日本石炭協会、日本紡績協会、(社)日本民営鉄道協会、(社)日本船主協会

2 事業内容等

- 人材の受け入れ、送り出し情報の収集・提供を行い、出向・移籍のあっせんを行う。
- また、出向・移籍が円滑に進むよう、企業の人事担当者等に相談・援助を行うとともに、対象者に対して、カウンセリングやアドバイス等を行う。
- 補助金の予算額は22年度は23.8億円、23年度は19.9億円、24年度は19.7億円。
- 自主事業として、円滑な労働移動の実現に向けた各種セミナーを実施している。

3 実績

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
送出し件数	18,532件	21,734件	14,206件	14,155件
成立件数	7,409件	9,377件	8,591件	8,582件
成立率	40.0%	43.1%	60.5%	60.6%

※送り出し件数は、人材を送り出す側の企業から産業雇用安定センターに登録された件数。

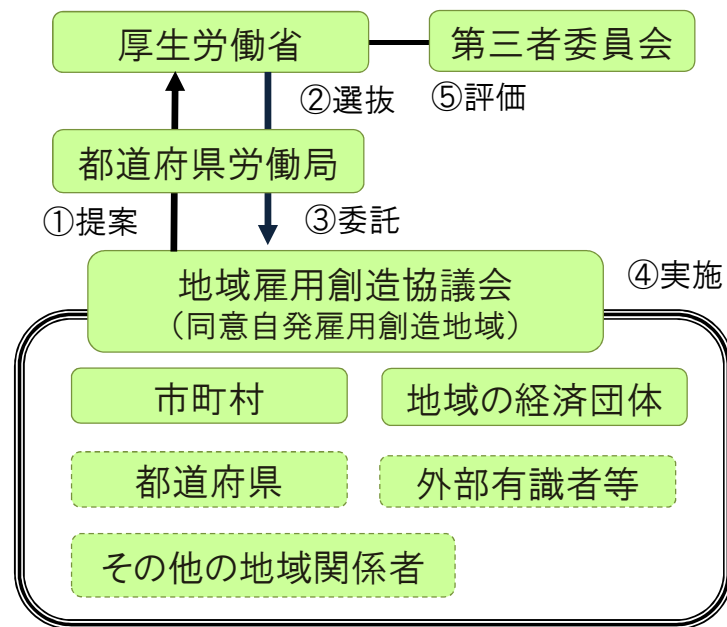
成立件数は、人材を受け入れる側の企業が産業雇用安定センターのあっせんにより出向・移籍を受け入れた件数

実践型地域雇用創造事業

〈概要〉

- 雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援
- 地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に、地域の協議会が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いと認められるものや波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資すると認められるものを選抜し、当該協議会に対しその事業の実施を委託

実施スキーム



事業内容

地域の特性を活かした重点事業分野を設定(複数可)のうえ、地域の創意工夫による以下の雇用対策事業を策定、実施

①雇用拡大メニュー(事業主向け)

新規創業、新分野への進出、事業の拡大など地域における雇用機会の拡大を図る
例: 創業や事業拡大に必要な技術、ノウハウを提供するセミナー 等

②人材育成メニュー(求職者向け)

地域の人材ニーズ等を踏まえた地域求職者の能力開発や人材育成を図る
例: スキルアップ研修、職場体験(地域内企業、求職者等のニーズ、シーズに合った就職等に有益なもの) 等

③就職促進メニュー

上記①②のメニューを利用した事業主・求職者などを対象に地域求職者の就職促進を図る
例: 求人情報の収集・提供、就職面接会の開催 等

④雇用創出実践メニュー

上記②で育成した求職者を雇用し、地域の産業及び経済の活性化等に資する事業を行うことにより、波及的な雇用機会の増大を図る
例: 地域ブランド商品の開発、販路拡大、観光誘客 等

実施期間

同一地域における事業期間は3年度以内

事業規模

1地域あたり各年度2億円(複数の市町村で実施する場合は2.5億円)を上限

対象地域

- ① 1又は複数の市町村であること
- ② 最近3年間(平均)及び最近1年間の地域の有効求人倍率が全国平均(1を超える場合には1.0.67(1の2/3)未満である場合には0.67)以下であること

建設業の雇用改善のための助成金

建設雇用改善助成金は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律に基づき、建設事業主から通常の雇用保険料に1/1,000の率を上乗せして徴収された財源で、建設労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るための特別の支援を行うもの。※平成25年度本予算成立により事業廃止

建設雇用改善助成金 【H24実績 3,809百万円】

建設教育訓練助成金

【H24実績 3,263百万円】

中小建設事業主等が、建設労働者の技能の向上のために教育訓練を行った場合の経費及び賃金の一部を助成。

<認定訓練への助成>

経費助成：訓練種類に応じて設定された助成金の単価に訓練を受講した月数等に乗じた額を支給 1人1月（コース又は単位）当たり1,800円から25,000円を限度

賃金助成：1人1日当たり5,400円又は7,000円を限度

<技能実習への助成>

経費助成：1日13万円（又は20万円）かつ20日間を限度

賃金助成：1人1日当たり7,000円、20日間を限度

<受講援助>

経費助成：広域訓練施設での受講のための旅費の1/2

<建設業人材育成支援への助成>

経費助成：実施経費の2/3、800万円を限度

<新分野教育訓練への助成>

経費助成：実施経費の2/3、1日当たり20万円、60日間、400万円を限度

賃金助成：1人1日当たり7,000円、60日間を限度 など

建設雇用改善推進助成金

【H24実績 546百万円】

中小建設事業主又は建設業の事業主団体が、建設労働者の雇用改善のための計画を作成し、当該計画に従って、雇用改善の取組を行った場合の経費及び賃金の一部を助成。

<中小建設事業主>

- ・雇用改善の取組に要する経費の1/2、200万円を限度
（雇用管理研修等経費：1日当たり10万円、受講させた場合の賃金：1日当たり7,000円 6日分を限度）

<中小建設事業主の団体又はその連合団体>

- ・全国団体：実施経費の2/3、1,600万円を限度
- ・地域団体：実施経費の1/2～2/3、500万円を限度

港湾労働法(昭和63年法律第40号)について

- 港湾運送事業には、① 日々の労働力需要が大きく異なり、
② 必要な労働力が前日まで判明しないという特殊性。
→ 日雇労働者に関する第三者の不当な介入等の懸念
※ 実際に、手配師等の不当な介入、労災の多発などの問題が発生。
- また、港湾運送事業主には中小企業が多く、雇用改善、能力開発に改善の余地。

港湾労働法に基づく港湾労働対策

上記の必要性から特別の対策を講じる必要のある港湾、行為が適用対象。

- 東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門の六大港が対象(政令で規定)。
- 港湾運送(港湾荷役等)に従事する労働者が対象(法律・政令で規定)。

○ 港湾労働の雇用ルール

港湾労働では直接常用雇用が基本となるよう、雇用の優先順位が定められており、港湾労働を行わせる事業主が右図の①～④の順で労働需要を満たすよう規定。

〔①の自ら雇用する常用労働者により対応できない場合には、②港湾労働者派遣事業を利用しなければならない。これにより対応できない場合に③により、それでも対応できない場合に④による対応が認められる。〕

○ 港湾雇用安定等計画の策定

港湾労働者の労働力需給調整、雇用改善、能力開発に関し、講ずべき措置の指針を示すもの。

(注) 労働者派遣法では港湾運送業務への労働者派遣は禁止されているが、港湾労働法において港湾における雇用ルールの一環として、派遣法の特例として「港湾労働者派遣事業」が認められている。

(参考) 常用労働者数 (港湾労働者証所持者数) 32,746人 (平成24年度月平均)
港湾労働法適用事業所数 1,023事業所(平成24年12末時点)
港湾労働者派遣事業許可事業所数 294事業所(平成24年12末時点)

港湾労働の雇用ルール

① 直接常用雇用

② 他の事業主の
直接常用雇用労働者を
受け入れる「港湾特例派遣」
(港湾労働者派遣事業(注))

③ 安定所紹介の
日雇労働者

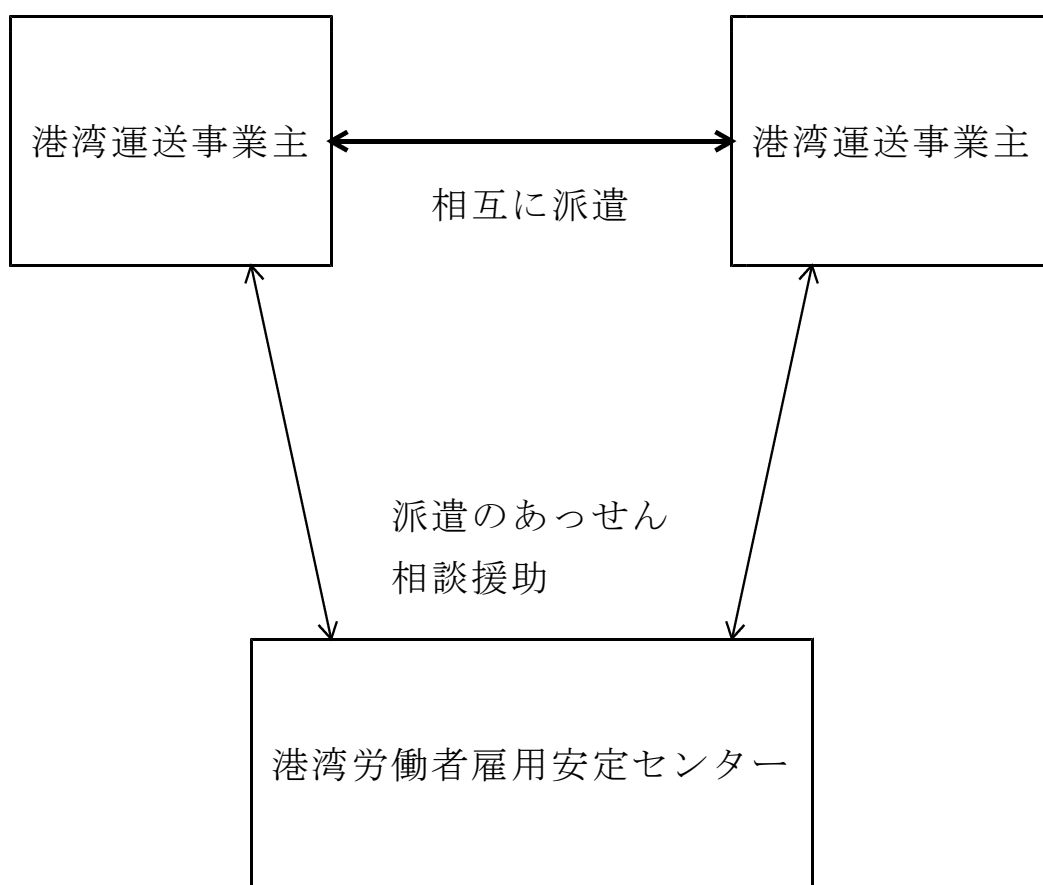
④ 直接雇用の
日雇労働者

港湾労働者派遣制度の概要

【適用対象港湾】

東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、関門の6大港に適用

【港湾労働者派遣制度】



(注) 港湾運送事業を実際に行っている事業主に対し、労働者の相互活用が行えるよう港湾労働者派遣の実施を認めるものであり、専ら労働者派遣を行う事業の実施を認めるものではない。